

令和元年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：河北総合支所保健福祉課〔内線 151〕

① 件 名
成田老人憩の家及び馬鞍老人憩の家の無償譲渡について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。 また、平成 18 年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。 今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき無償譲渡について地元で説明した結果、合意に達したものの。</p> <p>【目的】 当該施設を地縁団体に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市老人憩の家条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 98 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市総合計画基本計画 第 1 章 ともに創る協働のまち 第 4 節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政運営を推進する 石巻市行財政改革大綱及び石巻市行財政運営プラン 3 行財政運営プランについて （2）構成 基本目標 4 公共施設の適正な管理・運営 公共施設の見直し指針 Ⅱ 見直しの方針 1 公共施設の有効活用と管理運営方法等の見直し</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【成田老人憩の家】 平成 30 年 8 月 成田老人憩の家管理運営委員会及び成田自治会より無償譲渡に関する要望書受理 令和元年 6 月 譲渡に当たって必要な屋根及び外壁修繕完了</p> <p>【馬鞍老人憩の家】 平成 30 年 8 月 馬鞍老人憩の家管理運営委員会及び馬鞍自治会より無償譲渡に関する要望書受理 令和元年 12 月 譲渡に当たって必要なトイレ水洗化その他修繕完了</p>

⑤ 主な内容			
区 分		成田老人憩の家	馬鞍老人憩の家
建物	位置	石巻市成田字小塚宅地 91 番地 2	石巻市馬鞍字百目木 13 番地
	設置年月	昭和 5 6 年 1 2 月	昭和 6 2 年 3 月
	建設費	9, 7 0 0 千円	1 3, 2 7 0 千円
	構造	木造平家建	木造平家建
	延床面積	1 3 2. 4 6 m ²	1 8 3. 0 1 m ²
土地	面積	2 2 0. 1 5 m ²	5 0 0. 6 7 m ²
	取扱い	民有地	市有地
参考	年間維持費（平成 30 年度）	1 5 5, 6 5 6 円	1 4 8, 3 3 7 円
	年間利用者（平成 30 年度）	1, 3 6 1 人	8 8 9 人
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
<p>【影響・効果】 地縁団体が所有・管理することにより、地域活動の拠点施設として効果的に活用されることが期待され、地域コミュニティ活動の一層の推進と地区住民の自治意識の高揚が図られる。</p> <p>※当該施設は、厚生労働省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設されたものであるが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号」に基づく厚生労働大臣が定める財産の処分の制限が適用される期間（2 4 年）が経過しており、処分に係る申請等は要しない。</p>			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和 2 年 2 月	市議会第 1 回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日）		
3 月	成田老人憩の家：当該施設を普通財産として所管換え 市有財産譲渡契約の締結 （敷地に関しては民地のため土地使用貸借合意解約）		
	馬鞍老人憩の家：当該施設及び敷地を普通財産として所管換え 市有財産譲渡契約の締結 （敷地に関しては無償貸付契約）		
4 月	地縁団体へ無償譲渡		
⑨ その他			